

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理状況報告書（令和2年度）

1、施設概要

設置主体名	伊勢崎市
施設名称	清掃リサイクルセンター21
施設の所在地	伊勢崎市柴町954番地
炉形式	全連続燃焼（流動床式）燃焼炉
施設規模	210t/日（70t/24h×3炉）

2、施設の維持管理に関する計画 別紙のとおり

3、施設の維持管理の状況に関する情報

(1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(単位：t)

ごみ種類	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	57,168.63	4,812.21	5,073.73	4,777.88	5,971.51	4,381.99	4,850.79	3,278.78	5,101.20	4,848.46	5,185.09	3,392.99	5,494.00

(2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	917	902	908	912	971	915	917	920	914	923	922	917
	最小	℃	32	862	865	879	773	866	889	833	591	548	893	885
B系炉	最大	℃	907	910	899	903	917	914	924	938	916	914	929	916
	最小	℃	24	813	620	855	868	867	813	896	668	262	899	838
C系炉	最大	℃	918	912	918	889	917	911	919	934	916	922	停止中	911
	最小	℃	882	872	869	861	852	876	888	711	889	703	停止中	619

(3) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	181	180	179	179	186	185	187	185	181	184	185	183
	最小	℃	44	176	176	175	166	178	180	181	167	150	180	177
B系炉	最大	℃	183	182	177	180	181	180	183	180	179	181	182	180
	最小	℃	42	175	163	173	173	175	172	175	156	132	175	173
C系炉	最大	℃	182	182	182	181	186	186	186	188	185	184	停止中	181
	最小	℃	177	177	177	176	184	180	183	161	180	165	停止中	159

(4) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

		単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	平均	ppm	100	30	10	15	12	11	15	8	9	7	6	12	11	12
B系炉	平均	ppm	100	30	13	13	6	15	14	14	12	20	25	15	14	18
C系炉	平均	ppm	100	30	11	16	14	14	7	13	10	16	18	9	1	17

\*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値です。

(5) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	-	-	-	-	-	-	-	11月27日	-	-	-	-
B系炉	-	5月23日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C系炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1月29日	-	-

(6) 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度

		項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	-	
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-	
	塩化水素	ppm	430	50	-	3.7	7	2.8	-	1.2	-	-	-	1.7	-	3.2	-	
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	39	69	69	-	91	-	-	-	81	-	51	-	
	採取日				-	-	5月1日	6月11日	7月31日	-	9月18日	-	-	12月28日	-	2月16日	-	-
	検査結果取得日				-	-	5月21日	7月14日	8月19日	-	10月12日	-	-	1月18日	-	3月5日	-	-
	採取場所				-	-	A系煙突	A系煙突	A系煙突	-	A系煙突	-	-	A系煙突	-	A系煙突	-	-
B系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	-	<0.02	<0.02	-	<0.02	
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02	-	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	<0.001	-	<0.001	
	塩化水素	ppm	430	50	-	-	8.8	-	2.5	-	12	-	12	10	-	28	-	
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	-	74	-	64	-	99	-	39	98	-	49	-	
	採取日				-	-	-	6月30日	-	8月19日	-	10月23日	-	12月11日	1月29日	-	3月4日	-
	検査結果取得日				-	-	-	7月14日	-	9月15日	-	1月5日	-	1月18日	2月13日	-	3月24日	-
	採取場所				-	-	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	B系煙突	-	B系煙突	-
C系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	<0.02	<0.02	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02	-	<0.001	<0.001	-	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	
	塩化水素	ppm	430	50	-	5.7	6.7	-	-	4.1	-	3.5	-	6.3	-	9.8	-	
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	57	69	-	-	58	-	66	-	44	-	59	-	
	採取日				-	-	5月7日	6月25日	-	-	9月17日	-	11月20日	-	1月8日	-	3月19日	-
	検査結果取得日				-	-	5月21日	7月14日	-	-	10月12日	-	12月2日	-	2月13日	-	3月24日	-
	採取場所				-	-	C系煙突	C系煙突	-	-	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突	-

\*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値です。

(7) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

	項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1	0.1	-	-	-	-	0.0016	-	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	8月12日	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	9月14日	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	A系焼却炉	-	-	-	-	-	-	-
B系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1	0.1	-	-	-	-	0.0017	-	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	8月13日	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	9月25日	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	B系焼却炉	-	-	-	-	-	-	-
C系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1	0.1	-	-	-	-	0.00009	-	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	8月24日	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	9月24日	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	C系焼却炉	-	-	-	-	-	-	-

\* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、菰塚町、今井町）との協定値です。

(別 紙)

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理に関する計画

- 1.施設へのごみ投入は、施設の処理能力を超えないように行うものとします。
- 2.燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
- 3.燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
- 4.燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
- 5.焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
- 6.運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 7.運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽します。
- 8.燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を摂氏200度以下に冷却します。
- 10.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11.冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 12.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が30ppm以下となるようにごみを焼却します。
- 13.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下となるようにごみを焼却します。
- 15.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
- 16.排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17.ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てます。
- 18.火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。